

○議案第12号 守口市情報公開条例案

□□□審議経過□□□

＝総務市民委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、条例が施行されてから14年が経過し、時代の変化に対応し、開かれた行政運営を一層推進していく必要があるため、公開請求の対象となる公文書の定義及び公開請求権者の範囲を拡大する等所要の改正を行うため、条例の全部を改正しようとするものがあります。

なお、本案を審査するにあたり、本委員会の所管に係る「守口市情報公開条例改正議案の修正を求める陳情」が提出されており、当該議案と関連することから、委員会において、併せて協議を行ったことを申し添えます。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、過去に市民が情報公開請求を行った際、永年保存でありながら文書が不存在であったという事案があった。文書事務は市の事務にとって重要かつ基本であり、このようなことはあってはならないことである。

よって、引き続き研修等を通じて、職員一人一人が守口市文書取扱規程に基づき、より適切な文書の取り扱いを意識づけるとともに、文書事務提要による研鑽を深め、もって文書管理の更なる徹底を図られたいとの希望意見を付し満場一致をもってこれを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上委員長報告といたします。